

## 見守り 新鮮情報

数年前ショッピングモールで勧誘されて**クレジットカード**を作った。**利用明細**はオンラインで確認するようだったが、スマホが苦手なので**見ていなかった**。最近、クレジットカードを使っていないのに**毎月一定額の引き落とし**があることに気づいた。カード会社に問い合わせると「**申し込み時からリボ払い**になっており、残債が18万円ある」と言われた。リボ払いにした覚えはなく、**手数料**を支払いたくない。

©Kurosaki Gen



(60歳代)

## 利用明細は必ず確認! 意図せぬリボ払いに注意

### ひとこと助言

ウェブ明細でも  
ちゃんと見よう



見守るくん

- リボルビング払い(リボ払い)は、利用金額や回数にかかわらず、あらかじめ設定した一定の金額を毎月支払うクレジットカードの支払方法です。月々の支払額を一定に抑えることができますが、支払いが長期化し手数料がかさむことがあります。
- 特に、リボ専用カードや自動リボ設定されているカードは、利用の際に「一括払い」と告げても自動的にリボ払いになります。カード申込みの際は、よく確認しましょう。
- 利用明細を確認することで、毎月の支払残高や支払額(手数料)などがいくらになるのかが分かるため、意図せずリボ払いになっていたことに早く気づけます。利用明細は必ず毎月確認し、不明な点があれば、すぐにカード会社に連絡しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第524号(2025年10月23日)発行：独立行政法人国民生活センター

### 山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式 LINE  
にて毎月センター  
情報を配信中です



【国民生活センターFAQ】  
トラブル解決を支援する  
情報が提供されています

